

令和3年度 第3回杵築市農業委員会総会議事録

令和3年6月7日 月曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を杵築市農地保全センター2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	二宮 茂	2番	阿部 一郎	3番	吉岩 一三
4番	藤松 美潮	5番	宇留嶋 雄蔵	6番	手嶋 辰三
7番	金高 奉宣	8番	倉永 信裕	9番	江藤 由之助
10番	藤原 通弘	11番	佐々木 福司	12番	小田 敏春
13番	豊田 敏夫	14番	木村 房雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

3番	吉岩 一三	5番	宇留嶋 雄蔵	7番	金高 奉宣
8番	倉永 信裕	12番	小田 敏春	13番	豊田 敏夫

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	清原 浩徳	農地・管理係長	阿部 清伸
農地・管理係主任	田邊 憲佑	農地・管理係主任	竹中 咲希

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 13号	農地法第3条の申請について
議案第 14号	農地法第4条の申請について
議案第 15号	農地法第5条の申請について
議案第 16号	農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について
議案第 17号	農地所有適格法人に係る要件適格届出について
議案第 18号	農業委員会の適正な事務実施について
議案第 19号	農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第 20号	農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議長	それでは、令和3年度第3回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	(9時36分 : 開始)
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、 委員と 委員の両委員を指名いたします。 続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より 並びに を指名いたします。 なお、議案審議の前に、令和3年度第2回総会議案書の内容に修正がありますので、事務局の説明を求めます。
事務局	総会に先立ちまして、議案書の差替えをお願いいたします。 変更の内容といたしましては、先月の総会の際にお配りしておりました、議案書5ページ「議案第9号」番号3番、及び議案書6ページ「議案第9号」番号5番の転用者名、 を、 へ変更しました。 つきましては、本日配付させていただきました議案書への差替えをお願いいたします。お手数をおかけしまして大変申し訳ございません。
議長	それでは、議案審議に入ります。 本日の議事案件は、議案第13号から議案第20号までの8議案17件が提出をされております。慎重審議をお願いします。
議長	まず、はじめに「議案第13号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。ア、所有権の移転の1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の です。改めてよろしく申し上げます。 議案書1ページをごらんください。 「議案第13号」「農地法第3条の申請について」農地法第3条第1項及び同法施行令第1条により、下記のとおり許可申請があったので、これを許可することについて意見を求める。 ア、所有権の移転。 番号1番、申請人、譲渡人、 区、 、 、 、 、 歳。申請の土地になります、大字 字、地番、地目、台帳、現況ともに、地積 ㎡、ほか 筆、合計 筆の ㎡です。譲受人の経営面積は、田 a、畑 a、計 aです。 理由といたしましては、子へ贈与、親からの受贈であります。 以上です。
議長	1番について、 農業委員より説明を願います。
 委員	申請地の場所は、 の から 方面に約 m行ったところ。贈与により取得し、家を改築して に帰るそうです。申請地は宅地に接した農地です。問題ないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	許可基準について、事務局より説明を求めます。
事務局	譲渡人と譲受人は親子です。今回、譲受人と贈与の話がまとまったため、申請となりました。

	<p>なお、■■■■さんの所有農地は、これ以外に■■aありますが、今後順次整理していきたい意向のようです。</p> <p>■■■■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号1番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>続きまして、番号2番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■m²、合計■■筆の■■■m²です。譲受人の経営面積は、田■■■a、畑■■■a、計■■■aです。理由といたしましては、管理が困難、相手方の要望であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番について、■■■■農業委員より説明をお願いします。
■■■委員	<p>5月19日に事務局職員を含め、4名で現地を確認しました。申請地は、■■■■の■■■■で■■■■■■■■■■の■■■■■■■■■■があります。そこから5～600m先へ行行ったところ。常日頃から、譲受人の■■■■さんが草を刈って管理をさせていただいている土地です。</p> <p>以上です。よろしくをお願いします。</p>
議長	許可基準について、事務局より説明を求めます。
事務局	<p>譲渡人は相続で農地を取得しましたが、管理ができない状況です。今回、申請地の隣の地を耕作している譲受人と贈与の話がまとまったため、申請となりました。</p> <p>なお、■■■■さんの所有農地は、これ以外に約■■aありますが、今後順次整理していきたい意向のようです。</p> <p>■■■■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号2番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>続きまして、番号3番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■m²、ほか■■筆、合計■■筆の■■■m²です。譲受人の経営面積は、田のみ■■■a、計■■■aです。理由といたしましては、高齢のため、相手方の要望であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	3番につきましても、■■■■農業委員より説明をお願いします。
■■■委員	<p>番号2番と同じ日に現地を確認しました。申請地は、■■■■にありますが■■■■という■■■■の横から■■mほど■■■■のほうへ行行ったところになります。</p> <p>■■■■さんのお子様は現在市内を出ておられますが、将来は■■■■に戻って農業をする予</p>

	<p>す。理由といたしましては、管理が困難、相手方の要望であります。 以上です。</p>
議長	<p>許可基準について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>許可基準と場所について説明いたします。5月17日に■■■■農業委員と■■■■農地委員と現地確認を行いました。申請地は、■■■■交差点から■■■■を■■■■方面へ■■■■mほど向かったところ です。 譲渡人は家族で農地を取得しましたが、管理ができない状況です。今回、申請地を以前から耕作している譲受人と売買の話がまとまったため、申請となりました。 なお、■■■■さんの所有農地は、これ以外に約■■■■aありますが、今後順次整理していきたい意向のようです。 経営面積は■■■■aを超えませんが、農用地利用集積計画番号1番でも申請されており、特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。</p>
議長	<p>次に、イ、地役権の設定。6番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>イ、地役権の設定。 番号6番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、譲渡人、■■■■、■■■■、設立■■■■年。申請の土地になります、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■■■、地積■■■■m²、合計■■■■筆の■■■■m²です。理由といたしましては、相手方の要望、申請地上空に送電線を設置するためであります。 以上です。</p>
議長	<p>6番については、■■■■農業委員より説明を願います。</p>
■■■■委員	<p>おはようございます。5月19日に事務局職員と■■■■農地委員と確認してきました。場所は、先月の総会でご審議いただきました■■■■の太陽光発電のところ です。 今回の太陽光発電の高圧電力の送電線が圃場の上を通ることとなったので、高圧送電線の安全確保のため、送電線の設置をし、地役権を設定します。圃場の持ち主の■■■■さんとその圃場を耕作している■■■■の地役権の設定の申請書類もそろっております。 地役権というのは、自分の土地を使用するために他人の土地を使用することです。ご審議、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>許可基準について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>■■■■は、■■■■で再生可能エネルギー発電事業を展開している企業です。太陽光発電施設の設置箇所は、5条の申請があり、前回の令和3年第2回総会で承認されています。今回は、その土地から申請地上空に送電線を架け、■■■■の反対側にある送電施設へ続くケーブルにつなぎたい意向です。申請地は、■■■■が耕作しており、同意書を頂いております。 以上です。</p>

議長	只今、「議案第13号」「農地法第3条の申請について」、事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第13号」「農地法第3条の申請について」を農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第13号」「農地法第3条の申請について」は、これを許可することに決めます。
議長	次に、「議案第14号」「農地法第4条の申請について」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の[]です。よろしくお願いいたします。 議案書3ページをお開きください。 「議案第14号」「農地法第4条の申請について」農地法第4条第1項により、下記のとおり許可申請があったので、県知事に進達するため意見を求める。 番号1番、申請者、[]区、[]、[]歳、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]m ² 、ほか[]筆、計[]筆の[]m ² です。申請内容、駐車場用地として。申請理由、自宅に隣接する申請地を駐車場として利用したい。こちらは第2種農地で一部追認案件です。 以上です。
議長	1番について、[]農業委員より説明を願います。
[]委員	場所は[]地区の西側にある申請者の自宅のすぐ右隣にあります。[]さんは最近、自宅で暮らすようになりました。自宅の庭が狭いため、駐車場としてのスペースが取れないことから、申請地を駐車場として使用したいということです。申請地は長年耕作できていないようですが、きれいに管理されています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	許可基準について、事務局より説明を求めます。
事務局	申請者の[]さんの職業は[]です。申請者は、令和[]年から申請地に隣接する自宅を[]として利用していますが、来客者が増えたため、申請地を駐車場用地として利用する計画です。なお、本件は追認案件です。追認案件となった理由につきましては、申請地の一部に車を駐車させるためのバラスを敷いているためです。このことにつきましては、申請者から始末書が提出されています。 まず、立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。第2種農地は、農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可できます。 そのため代替地の検討も行いましたが、自宅兼[]から近く利便性が高いこと、十分な面積が確保できることから、この土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることの証明も提出されています。 次に、一般基準です。申請地の北側は[]、南側は[]、西側は[]を挟んで[]、東側は[]及び[]にそれぞれ接しており、北側は一段高く、西側は[]を挟んでいるため、営農上の問題は

	<p>ありません。</p> <p>土地利用計画につきましては、申請地■筆の計■m²に延べ■台の駐車場を設置して利用する計画です。</p> <p>排水計画につきましては、雨水等の処理は自然浸透とし、余剰水については、西側の市道側溝へ接続予定で、財産管理者である建設課と協議済みです。基本的には、現状のまま土地を利用するため、被害等は発生しないと考えられます。転用に際し、被害等が発生した場合は、責任を持って処理する旨の書面を頂いております。</p> <p>資金計画につきましては、費用の全額を自己資金で賄うようです。金融機関からの預金残高証明書が添付されています。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準共に許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書3ページをお開きください。</p> <p>番号2番、申請者、■、■、■歳、■。申請の土地、大字■字■、地番■、地目、■、地積■m²、計■筆の■m²。申請内容、一般住宅として。申請理由、実家に隣接する申請地に住宅を建築したい。こちらは第2種農地です。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番についても、■農業委員より説明を願います。
■委員	5月19日、現地確認に行ってきました。場所は■前にある道路を東のほうへ上っていくと、■近くの中ほどにあります。申請者の■さんは現在、■に住んでいますが、実家の隣に住宅を建築し、実家に帰ってきたいということです。申請地は主に駐車場として使用したいということです。ご審議をよろしくお願いします。
議長	許可基準について、事務局より説明を求めます。
事務局	<p>申請者の■さんは■で、現在は■のアパートに家族■人で暮らしています。転用の目的は、実家に隣接する申請地に住宅を建築して、親の面倒を見るために帰郷することです。</p> <p>まず、立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。第2種農地は、農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可できます。そのため代替地の検討も行いましたが、実家に近く交通の便もよいこと、十分な面積が確保できることから、この土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることの証明も提出されています。</p> <p>次に、一般基準です。申請地の北側は■及び■、南側は■及び■、西側は■を挟んで■、東側は■にそれぞれ接しており、一般住宅への転用に際し、隣地土地所有者からの承諾書が添付されています。</p> <p>新築計画につきましては、申請地■筆■m²及び、後ほど5条申請でご説明します申請地■筆■m²の計■筆■m²に1階床面積■m²、約■坪の一般住宅と駐車場を計画しています。</p> <p>排水計画につきましては、雨水・汚水共に東側の■管理のU字側溝を経由して、市道側溝へ接続予定です。排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、費用の全額を融資で賄うようです。金融機関からの融資可能証明書</p>

	<p>が添付されています。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準共に許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第14号」「農地法第4条の申請について」、事務局及び地区担当委員による説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第14号」「農地法第4条の申請について」、農地法第4条第1項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第14号」「農地法第4条の申請について」は、許可相当として意見を県知事へ進達します。</p>
議長	<p>次に、「議案第15号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。</p> <p>1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書4ページをお開きください。</p> <p>「議案第15号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により、下記のとおり許可申請があったので、県知事に進達するため意見を求める。</p> <p>番号1番、申請人、土地所有者、■■■■、■■■■、■■■■、■■歳、転用者、■■■■、■■■■、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■m²、計■■筆の■■■m²。申請内容、一般住宅として。申請理由、実家に隣接する申請地に住宅を建築したい。こちらは第2種農地です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>1番について、■■■■農業委員より説明を願います。</p>
■■■■委員	<p>場所は4条のところと同じです。■■■■さんの実家の東側に■■■m²ほどの土地があるんですが、ここを住宅と進入路にするということでもあります。どうぞよろしくご審議お願いします。</p>
議長	<p>許可基準について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>転用者の■■■■さんは■■■■で、現在は■■■■のアパートに家族■■人で暮らしています。転用の目的は、実家に隣接する申請地に住宅を建築して、親の面倒を見るために帰郷することです。</p> <p>まず、立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。第2種農地は、農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可できます。</p> <p>そのため代替地の検討も行いましたが、実家に近く交通の便もよいこと、十分な面積が確保できることから、この土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることの証明も提出されています。</p> <p>次に、一般基準です。申請地の北側は■■■■、南側は■■、西側は■■、東側は■■にそれぞれ接しており、一般住宅への転用に際し、隣地土地所有者からの承諾書が添付されています。</p> <p>新築計画につきましては、申請地■■筆■■■m²及び、先ほど4条申請でご説明させていただきました申請地■■筆■■■m²の計■■筆■■■m²に1階床面積■■■m²、約■■坪の一般住宅と駐車場を計画して</p>

	<p>います。</p> <p>排水計画につきましては、雨水・汚水共に東側の■■■■■管理のU字側溝を経由して、市道側溝へ接続予定です。排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、費用の全額を融資で賄うようです。金融機関からの融資可能証明書が添付されています。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準共に許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書4ページをお開きください。</p> <p>番号2番、申請人、土地所有者、■■■■■区、■■■■■、■■■■■、■■■■■歳。■■■■■区、■■■■■、■■■■■、■■■■■歳。転用者、■■■■■区、■■■■■、■■■■■、法人。</p> <p>申請の土地、大字■■■■■字■■■■■、地番■■■■■、地目、■■■■■、地積■■■■■m²、ほか■■■■■筆、計■■■■■筆の■■■■■m²。</p> <p>申請内容、倉庫及び建設資材置場として。申請理由、本社に隣接する申請地を倉庫及び建設資材置場として利用したい。こちらは第3種農地で一部追認案件です。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番についても、■■■■■農業委員より説明を願います。
■■■■■委員	<p>5月15日、現地確認に行ってきました。場所は、■■■■■を■■■■■方面へ行き、■■■■■を渡ってすぐ左に行くと見えてきます。申請地には雑草が生えていますが、地目は■■■■■と■■■■■になっております。面積は約■■■■■m²と大変広いです。■■■■■は■■■■■をしているので、倉庫と資材置場に利用したいという理由です。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	許可基準について、事務局より説明を求めます。
事務局	<p>転用者の■■■■■は法人で、主に住宅の■■■■■を展開している企業です。転用の目的は、本社に隣接する申請地を倉庫及び建設資材置場として利用することです。なお、本件は追認案件です。追認案件となった理由につきましては、平成■■■■■年に隣接土地所有者より太陽光発電施設工事のための進入路として利用したいとの依頼を応諾し、申請地の一部に砕石を敷いているためです。このことにつきましては、申請者から始末書が提出されています。</p> <p>まず、立地基準です。申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第1種中高層住居専用地域）に定められていることから、第3種農地と判断されます。第3種農地は原則、転用許可ができる農地で、農用地区域外の土地であることの証明も提出されています。</p> <p>次に、一般基準です。申請地の北側は■■■■■及び■■■■■、南側は■■■■■及び■■■■■、西側は■■■■■及び■■■■■、東側は■■■■■及び■■■■■にそれぞれ接しており、転用に際し、隣地土地所有者からの承諾書が添付されています。</p> <p>土地利用計画につきましては、申請地■■■■■筆の計■■■■■m²に倉庫■■■■■棟、工事車両置場、資材置場を設置して利用する計画です。</p> <p>排水計画につきましては、雨水等の処理は自然浸透とし、余剰水については北側及び南側の既存素掘り側溝に接続予定で、財産管理者である■■■■■と協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、費用の全額を自己資金で賄うようです。金融機関からの預金残高証</p>

	<p>明書が添付されています。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準共に許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書5ページをお開きください。</p> <p>番号3番、申請人、土地所有者、■■■■区、■■■■、■■■■、■■■■歳、転用者、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■歳。申請の土地、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■■■、地積■■■■m²、ほか■■■■筆、計■■■■筆の■■■■m²。申請内容、一般住宅として。申請理由、■■■■の実家に隣接する申請地に住宅を建築したい。こちらは第3種農地です。</p> <p>以上です。</p>
議長	3番については、■■■■農業委員より説明を願います。
■■■■委員	<p>5月17日に■■■■農地委員と事務局職員とで現地確認に行きました。場所は、■■■■から南西へ■■■■kmほど行ったところです。すぐ近くに■■■■があります。</p> <p>転用者の■■■■さんは■■■■歳。■■■■で■■■■を営んでおります。■■■■さんは、土地所有者の■■■■さんの■■■■の■■■■であります。実家である■■■■さんの自宅のすぐ横に■■■■が家を建てるということでもあります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	許可基準について、事務局より説明を求めます。
事務局	<p>転用者の■■■■さんの職業は■■■■で、現在は■■■■のアパートに暮らしています。転用の目的は、子どもの誕生を機に、■■■■の実家に隣接する申請地に住宅を建築することです。</p> <p>まず、立地基準です。申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域、第1種中高層住居専用地域に定められていることから、第3種農地と判断されます。第3種農地は原則、転用許可ができる農地で、農用地区域外の土地であることの証明も提出されています。</p> <p>次に、一般基準です。申請地の北側は■■■■及び■■■■、南側は■■■■、西側は■■■■、東側は■■■■にそれぞれ接しており、一般住宅への転用に際し、隣地土地所有者からの承諾書が添付されています。</p> <p>新築計画につきましては、申請地■■■■筆■■■■m²に1階床面積■■■■m²、約■■■■坪の一般住宅と駐車場を計画しています。</p> <p>排水計画につきましては、雨水については、北側の■■■■管理の既存側溝を経由して、西側の市道側溝へ接続予定です。汚水については、排水管を設置して、西側の市公共下水道へ接続予定です。排水に関して各関係機関、関係者とは協議済みです。</p> <p>安全対策につきましては、西側の■■■■との境界にある既存側溝の周りにブロック積みのフェンスを設けて土砂の流出を防止します。</p> <p>資金計画につきましては、費用の全額を融資で賄うようです。金融機関からの融資可能証明書が添付されています。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準共に許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>

議長	只今、「議案第15号」「農地法第5条の申請について」事務局及び地区担当委員による説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第15号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第15号」「農地法第5条の申請について」は、許可相当として意見を県知事へ進達します。
議長	次に、「議案第16号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書6ページをごらんください。</p> <p>「議案第16号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について、平成28年8月30日付け杵築市農業委員会告示第22号に基づき、下記の農地について区域指定をしてよいか意見を求める。</p> <p>番号1番、申請者、■■■■、■■■■。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■ ■■■、地目、■■、地積■■■m²ほか■■■筆、合計■■■筆の■■■m²です。杵築市空き家バンク登録番号■■番、宅地地番、杵築市■■■■■■■■■■、宅地面積■■■■m²。</p> <p>以上です。</p>
議長	指定理由について、事務局より説明を求めます。
事務局	<p>5月17日に■■■■農業委員と■■■■農地委員とで現地確認しております。場所は、■■■■から■■■■を北へ■■kmほど進んだところです。</p> <p>空き家に付随した農地の所有権の移転については、これが15回目の案件です。空き家の場所は、星で囲んでいる場所です。</p> <p>農地の場所は、空き家の近くにあり、管理に関しては問題ないと思われます。申請者は、市外在住で管理が難しいため、今回の申請となりました。</p> <p>今後の流れとしては、総会許可後、区域指定の公告をし、来月以降3条申請を待つ形になります。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第16号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」、事務局の説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。申請の農地を「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域」に指定することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第16号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」は、申請の農地を区域指定することに決めます。
議長	次に、「議案第17号」「農地所有適格法人に係る要件適格届出について」の1番を議題といたします。

	事務局の説明を求めます。
事務局	<p>皆さん、おはようございます。改めて農業委員会事務局の■■■■です。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議案書7ページをごらんください。</p> <p>「議案第17号」「農地所有適格法人に係る要件適格届出について」農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人の要件について、下記の者より農地所有適格法人に係る要件適格届出書の提出があったので、これを承認することについて意見を求める。</p> <p>番号1番、申請人、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、法人設立、平成■■年■■月■■日、資本金■■万円。</p> <p>事業としては、1、農産物の生産、加工及び販売、2、農作物の貯蔵及び運搬、3、畜産物の製造、加工及び販売、4、農業生産にかかる作業受託、5、貸農園の運営、6、農業体験農園の運営、7、農園休憩宿泊施設の経営、8、前各号に附帯関連する一切の業務であります。</p> <p>構成員としては、■■■■、■■■■、■■歳であります。</p> <p>業務執行役員としては、■■■■、常勤です。</p> <p>取得予定農地は、■■■■地区で約■■ha取得予定です。</p> <p>補足説明です。国内で流通する輸入■■■■のほとんどが■■■■産ですが、収穫時期の関係から、冬から春先にかけては供給量が足りていません。そのため、■■■■と季節が真逆の日本で生産量を拡大し、安定した供給体制を確立することが課題となっていました。</p> <p>■■■■は以前より■■■■から、日本国内で大規模な農園開発及び高品質な生産体制の確立をしてほしいと依頼され、平成■■年■■月から■■■■の開発事業に着手しています。</p> <p>大分県での実績は、■■■■で平成■■年に栽培面積約■■ha、■■■■で平成■■年に栽培面積約■■haを定植しています。</p> <p>杵築市では、■■■■地区に約■■haで栽培を始め、令和■■年秋から収穫開始予定です。また、■■人の正規社員を雇用予定とのことです。</p> <p>農業従事者の高齢化、担い手不足により、耕作放棄地の増加が深刻化していますが、これらの遊休農地の解消につながるものと思われまます。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第17号」「農地所有適格法人に係る要件適格届出について」事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第17号」「農地所有要件適格法人に係る適格届出について」は、農地法第2条第3項の規定により、農地所有適格法人として、これを承認することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第17号」「農地所有適格法人に係る要件適格届出について」は、これを承認することに決めます。
議長	次に、「議案第18号」「農業委員会の適正な事務実施について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局	<p>続きまして、議案書8ページをごらんください。</p> <p>「議案第18号」「農業委員会の適正な事務実施について」を説明します。</p> <p>農業委員会は、適正な事務実施について、毎年6月末までに目標及びその達成に向けた活動計画の活動の点検・評価の結果を市のホームページで公表するように通知されています。</p> <p>また、公表後は速やかに県を通じて、地方農政局宛てに公表内容を報告することになっております。そのため今回、皆様にご審議いただくものです。</p> <p>それでは、議案書と別紙を合わせてごらんください。</p> <p>議案書の1ページから8ページまでが令和2年度の活動の点検・評価の報告についてで、9ページから11ページまでが「令和3年度の活動計画」となっています。</p> <p>内容としては、農林水産課から頂いた資料や農林業センサス、また昨年農業委員・農地利用最適化推進委員にお願いしました、農地利用状況調査や農地パトロールの調査結果を基に作成しています。</p> <p>議案書の送付時に確認していただいていると思うので、要約して説明したいと思います。</p> <p>まず、1ページ目についてですが、これは令和2年度の計画です。</p> <p>2ページ目は、担い手への集積の実績についてです。面積につきましては、農地中間管理機構が集積した面積で、農林水産課が取りまとめたものです。また、3番、4番は、集積・集約化についての活動に対する実績の評価となっております。</p> <p>3ページ目は、新規参入についての計画に対する実績と評価です。</p> <p>4ページ目は、昨年、委員の方々に行っていただいた農地利用状況調査と利用意向調査についての結果です。</p> <p>5ページ目ではありますが、これらにつきましては、違反転用の面積と対応についてです。</p> <p>6ページ目につきましては、3条、4条、5条の申請に関する実績となっております。</p> <p>続きまして、7ページの3は、農地所有適格法人の状況です。その下の4から、次のページの8ページは、各種情報の内容と公表についてとなっております。</p> <p>続きまして、9ページからは令和3年度の計画です。令和3年4月1日現在の状況についてとなっております。農家数と農業者数につきましては、農林業センサスの数値を記入しているようになっておりますので、昨年と変わっておりません。経営者数は、農林水産課からの数値となっております。</p> <p>10ページの担い手への集積に関する内容は、農林水産課と協議し、設定した数値となっております。新規参入の目標も昨年同様に設定しています。</p> <p>最後になりますが、11ページは、今年度の利用状況調査と利用意向調査、そして違反転用に対する計画です。</p> <p>以上になります。</p>
議長	<p>只今、「議案第18号」「農業委員会の適正な事務実施について」事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。よろしいですか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第18号」「農業委員会の適正な事務実施について」は、これを承認することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>

議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第18号」「農業委員会の適正な事務実施について」はこれを承認することに決めます。
議長	次に、「議案第19号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書9ページをごらんください。</p> <p>「議案第19号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」農用地利用集積計画(案)の審議依頼があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、これを決定することについて意見を求める。</p> <p>ア、利用権の設定。</p> <p>番号1番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■、借人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■■m²、合計■■筆の■■■■m²です。設定期間は■■年新規で、借人の経営面積は、田■■■a、畑■■■a、計■■■aです。</p> <p>続きまして、番号2番、申請人、借人、■■■■、■■■■、借人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 光長伸彦。申請の土地になります、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■■m²、ほか■■筆、合計■■筆の■■■■m²です。設定期間は■■年新規、借人の経営面積はありません。公益社団法人大分県農業農村振興公社への貸付けは、合計■■筆の■■■■m²です。貸し手農家数は■■戸、借り手農家数は■■戸、利用権の設定の面積は全部で■■■■m²です。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第19号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第19号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第19号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」は、これを承認することに決めます。
議長	次に、「議案第20号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>「議案第20号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画(案)に対する意見を求める。</p> <p>番号1番、申請人、貸付人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 光長伸彦、借受人、■■■■区、■■■■、■■歳。対象農地は、杵築市■■■■筆、■■■■m²です。</p> <p>次の11ページは、先ほど審議していただきました農用地利用集積計画の番号2番の農地中間管理機構に貸し付けた土地を農地中間管理機構から、10ページの方に貸し付ける土地の一覧になります。</p> <p>詳細につきましては、利用権設定の中で審議された内容と同じになりますので、説明は省略させていただきます。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第20号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」、事務局より説明が

	ございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第20号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、これについては意見なしとすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第20号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」は、意見なしとして報告します。
議長	これで、本日提案されました議案の審議は全て終了いたしました。 以上をもちまして、令和3年度第3回杵築市農業委員会総会を閉会といたします。
	(10時31分： 終了)